

全国の労働者・市民の皆様へ ― 署名のご協力の要請にあたって

2009 年 11 月

私たちは医療法人南労会〔松浦診療所(大阪市港区)および紀和病院グループ(約 200 床、和歌山県橋本市)を経営〕の労働組合です。

南労会は、もともと「労働者・住民のための医療機関」として、地域の多くの労働組合の協力によって設立(1976 年)されましたが、松浦理事長ら経営陣は次第に変節していき、1991 年 8 月には夜間診療の切捨て＝勤務時間の一方的変更を強行、それを機に全面的な労働組合つぶしに乗り出してきました。以降、今日まで組合つぶし最優先の運営を続け、この間に組合役員など 12 名を解雇、約 4 億円の賃金を未払いにしてきました。(組合員に対してのみ 13 回の一時金未払い、5 回の賃上げ未実施、6 年近く不当な賃金カットを強行)。私たちは、この争議の勝敗が労働者全体に少なからぬ影響を及ぼすという自覚のもと、解雇撤回・未払い賃金の支払・団結権の尊重を勝ちとるべく、闘いつづけ、19 年目を迎えています。

今日まで、労働委員会・裁判所からは幾多の命令、判決、決定などが出されてきましたが、南労会はこれを履行せず、いたずらに争議を長期化・泥沼化させてきました。更に、2002 年以降、極端な拡大路線をとり、資金調達のために設備投資を行うという本末転倒した経営構造に陥り、現在 50 億円近い債務を抱えるに至っています。

この無責任経営の行き着いた先が「診療報酬をノンバンクに向う 3 年間、全額債権譲渡」という事態でした。07 年 9 月大阪高裁は南労会の賃金未払いに対し、慰謝料の支払を命じましたが、これに基づく差押の過程で、組合は初めてこの事態を知ることとなりました。当初、私たち自身も認識が薄く戸惑いましたが、知れば知る程、診療報酬の債権譲渡が何の規制も受けずに「合法」としてまかり通っている事に大きな疑問と怒りを抱きました。賃金や年金の債権化や差押え(違法)と同質の事柄だからです。

これを放置したままでは南労会闘争の勝利はおぼつかない、と同時にこれは医療・介護にかかわる全ての労働者民衆に重大な不利益を及ぼす社会問題です。絶対に規制をさせなければ！との思いから、地域で共闘してきた労働組合の方々と共に「診療報酬債権譲渡の規制を求める署名」運動を開始しました。

署名用紙(個人用・団体用)をダウンロードして一筆でも多くの署名を集め、送っていただけましたら大変ありがたいです。是非ともご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、私たちは行政や支払基金とも交渉をもってきましたが、医療機関で働く労働者の立場に立った対応とは言えず、様々な意味で厚い壁を感じてきました。「診療報酬債権譲渡の規制」という要求を実現していく為には、さらに情報と力が必要です。小さな事でも結構ですので、情報やご意見などありましたら、是非とも当方に寄せて頂きますようお願い申し上げます。

全国金属機械労働組合港合同 ／ 同 南労会支部

大阪市港区南市岡 3-6-26 電話 06-6583-4858